

一般社団法人栃木県情報サービス産業協会会費に関する規則

一般社団法人栃木県情報サービス産業協会の入会金及び会費については、定款第7条に定めるほか、本規則の定めるところによる。

(入会金)

第1条 この法人の正会員は、入会にあたり入会金2万円を納入しなければならない。

(年会費)

第2条 この法人の会員は、毎年度次の各号に該当する会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

従業員 10名以上	10名未満	3人以下
9万6千円	6万円	1万円

* 従業員とは、当該年度4月1日現在に在籍する全従業員をいう。

但し、栃木県外に本社がある会員企業は、栃木県内にある事業所に在籍する従業員とすることができる。

また、情報サービス産業以外の業種を兼営する場合、情報サービス産業以外の部門の売上高が全売上高の5割を超えるときは、情報サービス部門のみの従業員とすることができる。

(2) 賛助会員 1口 3万円 (何口でも可)

(納入時期及び方法)

第3条 前条の会費は、指定された日迄に、指定された口座に振り込むものとする。

(中途入会)

第4条 年度の途中で入会した会員は、入会した月を含む月割り計算とし、その額を入会した月の末日迄に納入する。但しその額に端数が生じた場合は千円単位で切り上げる。

(既納会費)

第5条 既納の入会金及び会費は、一切返還しない。

(臨時会費)

第6条 特別の費用を必要とするときは、総会の承認を経て臨時会費を徴収することができる。

(その他)

第7条 本規則に定めのない事項については理事会で決定する。

(改廃)

第8条 本規則は総会の承認を経て改廃する